

お客様本位の業務運営を実現するための方針

A. 一般的な受託者としての配慮

ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社(以下「LJAM」といいます。)は顧客に対し顧客の利益のため常に忠実に職務を遂行し、最良の利益を顧客が得るために行動し、顧客を公平に扱う受託者責任を有します。LJAM は顧客に対して競合の可能性又は忠実義務に違反することとなる利益相反を生じる若しくは利益相反を生じるおそれがある場合は、当該相反行為に係る全ての情報を開示するものとし、また、場合によっては顧客の事前の書面による同意を得るものいたします。

1. 重要な事実及び利害の開示義務

LJAM は顧客に対し提供するサービスに重大な影響を及ぼす可能性のある全ての重要な事実を開示する責務を有します。一般論としては、顧客の合理的な判断において重要だと考える相当な蓋然性がある場合には当該情報は重要なものとなります。たとえ相反行為の可能性であっても開示する必要があると認識しております。

2. 顧客に対する最善利益追求義務

LJAM は顧客資産の運用において顧客の最善の利益を図る義務を有します。この義務は一般的に利害関係がある場合であっても、LJAM が自社より顧客の利益を優先することを意味します。必要に応じ、LJAM は利益相反の存在を開示し、行おうとする取引に関する事前の同意を顧客から取得する場合があります。もしLJAMと顧客との間に利益相反が生じる可能性がある場合には、全て法務・コンプライアンス部に報告され、適切な対応をとる体制を整備しております。

3. 顧客を公正に扱う義務

LJAMは全ての顧客を公正に扱う義務を有します。この義務は一般的にLJAMが特定の顧客の利益のために他の顧客の利益を損なってはならないことを意味します。当然のことながら、顧客の要望、状況、投資目標は違うので、LJAMの顧客に対する助言や投資行動が、他の顧客への助言、投資行動と違っていても、直ちに不公正な取り扱いとなるわけではない点についてご注意ください。

4. 適合性の原則

LJAM は投資顧問契約および投資一任契約の締結にあたり、個々の顧客に適合した勧誘を行う責務を有します。一般的にこの義務は、LJAM が各々の顧客の知識、経験、財産の状況及び投資の目的に照らし、当該顧客に適合する投資助言又は投資運用サービスを提供する義務を負うものです。

B. 受託者責任

LJAM の全役職員は受託者責任を適切に履行するために整備された社内規程類やコンプライアンスマニュアル等の規定及び手続きに従う責務を有しております。LJAM は自らの定める基準及びポリシーを周知し、各役職員の理解の深化のための社内研修・教育に努めております。